３００㎡未満の埋立て等をされる方へ

　３００㎡未満の埋立て等を行う場合、『千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例』の規定では、許可（届出）を必要としません。

　しかし、３００㎡未満の埋立て等の行為であっても、周辺地域住民は不安を抱くため、条例の適用外であっても、条例の趣旨である市民の生活環境の保全等を考慮し、下記事項を遵守されますようお願いいたします。

遵守事項

* 事業区域を明確にし、３００㎡未満であることを杭等で明示する。
* 条例の趣旨に沿い市民生活の安全と環境保全への配慮をする。
* 汚染土砂等を搬入しない、また、崩落等の事故防止に万全を期す。
* 地主の責務として、事業区域を常に確認し土壌汚染や崩落の防止に努める。
* 事業区域の周辺（青道・赤道・境界）を把握し、適切な対応を図る。

千葉市 環境局 資源循環部 産業廃棄物指導課

残土指導班

TEL ０４３－２４５－５６８５

［千葉市産業廃棄物指導課宛］

３００平方メートル未満の事業区域で行う埋立て等事業報告書

（あて先）千葉市長

報告者（事業主又は施工者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　又は

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

（注）個人が報告者の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名

連絡先電話番号

電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

３００平方メートル未満の事業区域で行う埋立て等事業について、次のとおり報告するとともに、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を遵守し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に努めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区域の位置 | 千葉市　　　　　　　　　　　　　　　　　（他　　筆） |
| 事業区域の面積 | ㎡ |
| 事業区域の地目 |  |
| 事業の期間 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 事業の目的 |  |
| 事業区域の土地所有者  　住所  　氏名  　連絡先 |  |
| 土砂等の発生元  　住所  　事業者名  　連絡先 |  |
| その他添付資料  付近見取図、平面図、写真 | |